

第11. 知事・大臣許可漁業について

(1) 知事許可漁業

知事許可漁業は、日高振興局管内において、北海道海面漁業調整規則第5条に掲げる各許可漁業を営むものであり、管内全体の知事許可漁業は平成25年3月末現在で1,267件が許可されています。

管内の代表的な知事許可漁業は、つぶかご漁業、たこ漁業(箱、空釣)等です。

【漁業種類別知事許可漁業件数】

(平成25年3月末現在)

漁業種類		操業期間	件数
太平洋小型さけ・ます流し網	30ト未満	5/1~7/31	3
	10ト未満	4/15~7/7	8
	5ト未満		3
小型機船底びき網(手繰第二種)(ししやもこぎ網)	えりも以西	10/1~12/10	39
	えりも以东	10/1~12/10	6
えびかご		3/1~10/31	48
かにかご	東部(えりも本所~庶野支所)	12/5~2/22	26
	西部(ひだか~冬島支所)	1/21~3/25	37
すけとうだら固定式刺し網	10ト以上	4/1~3/31	16
	10ト未満	4/1~3/31	149
たこかご		3/1~10/31	48
つぶかご		4/1~3/31	100
あいなめかご		6/15~10/31	166
たこ(箱、空釣り)		4/1~3/31	159

漁業種類		操業期間	件数
めぬけ固定式刺し網		4/1~3/31	39
たら固定式刺し網		10/1~1/31	31
かれい固定式刺し網		10/21~4/30	57
小型機船底びき網(手繰第三種)(ほっきがいけた網)		9/1~3/31	104
小型機船底びき網(手繰第三種)(なまこけた網)		9/21~7/10	62
いか釣り		6/1~11/30	69
潜水器(うに、なまこ、えむし)		4/1~3/31	35
えりも以东太平洋海域におけるさんま漁業	流し網	7/8~9/30	57
	棒受け網(10ト未満)	7/22~11/30	1
	棒受け網(5ト未満)		—
さんま棒受け網(ホ-ツク海域)		8/20~12/25	4
合計			1,267

(2) 大臣許可、届出漁業

大臣許可漁業とは、漁業法第52条第1項に定められた漁業を営むものであり、届出漁業とは承認漁業等の取締りに関する省令第1条第3項に定められた漁業を営むものであります。

管内全体の大員許可漁業・届出漁業は平成25年3月末現在で33件となっています。

管内の代表的な大臣許可漁業は沖合底びき網漁業です。

【漁業種類別大臣許可、届出漁業件数】

(平成25年3月末現在)

漁業種類		操業期間	件数
許可	沖合底引き網	4/1~3/31	3
	遠洋かつお・まぐろ	4/1~3/31	1
	さんま棒受け網	8/1~12/31	3
合計			7

漁業種類		操業期間	件数
届出	小型まぐろはえ縄	8/16~8/15	0
	かじき等流し網	7/1~6/30	8
	小型するめいか釣り	1/1~12/31	18
合計			26